

## 統一特許裁判所での訴訟はどうか？

衆知のように、イギリスとドイツは、統一特許裁判所（UPC）条約にまだ批准していない。ドイツは、イギリスの批准プロセスを注視している。もし昨年（2016年）の11月に公約したとおり、イギリスがUPCに批准するならば、それは6月8日の総選挙後、おそらく2017年8月か9月になると予想される。そうであれば、統一裁判所の稼働は2017年12月から2018年1月頃になる。そして、欧州特許及び欧州特許出願をUPCの排他的管轄から除外するための申請期間（sunrise period）は、早ければ2017年9月から10月頃になろう。

UPCは、統一的な効力を持つ欧州特許に対して排他的な管轄権をもつ。欧州特許の査定日から1か月以内（ただし使用言語がフランス語やドイツ語の場合は英語の翻訳文を、そして英語での出願の場合は加盟国の公用語への翻訳文を提出した後）に、特許権者の申請があればその適用を受けることができる。翻訳文は6年（12年まで延長可能）の移行期間に提出しなければならず、同一の翻訳文を欧州連合非加盟国での欧州特許を有効にするために使用できる。統一的な効果をもつ欧州特許は、従来のヨーロッパ特許（EP）と異なり、UPC領域全体（つまりUPC条約に批准した全ての調印国）での統一的な保護を提供する。UPCの適用免除を申請しない欧州特許に対して、7年間（14年まで延長可能）の移行期間中、欧州特許の侵害訴訟、同特許の取り消し訴訟、非侵害の確認を求め訴訟、救済（保護命令や差し止め）を求め訴訟などを提起する際、原告は、UPCと国内裁判所のいずれかの裁判管轄を選択することができる。UPCは、UPC条約の発効後に発生した侵害事実に対してのみ管轄をもつ。

ライセンス契約に別段の定めがない限り、特許権者だけでなく専用実施権者も特許権者に事前通知を行えば、侵害訴訟をUPCに提起することができる。通常実施権者も訴提起ができるが、その場合、特許権者に事前の通知をしなければならず、しかもライセンス契約にその旨の記載がなければならない。侵害訴訟の公定費用は、全係争特許の訴額が€500,000から€750,000の場合、€11,000（固定）プラス€2,500（付加価値費用）となる。訴額は、合理的な実施料の計算に基づく。侵害訴訟の公定費用は、訴額が€5000万を超える大型訴訟の場合は割高となるが、それでも€11,000（プラス€325,000）を超えることはない。固定費用プラス付加価値費用の料金体系は、取り消し訴訟に対する反訴、取り消し訴訟、非侵害の確認訴訟にも同様に適用されるが、侵害訴訟と金額は異なる。「欧州委員会の勧告の別表」（2003年5月6日付 No. 2003/361）のタイトルIで定義された中小企業には、60%の費用割引が認められる。

一審の裁判手続きは、3つの段階から構成されている。当事者からの準備書面提出、予審判事による中間手続き、そして反対尋問や証人喚問を含む口頭弁論の3つである。判決は訴答から12か月以内に出されることになっており、これらの手続きは、欧州の国内裁判所より速く行われると考えられている。損害賠償は、別の裁判で決定する。控訴審は、一審判決に不服な場合に認められる法律審である。審理は基本的に一審で提出された証拠に基づく。控訴審で新しい証拠の提出が認められる余地はほとんどないと考えてよい。控訴裁判所は、欧州法に関連する争点を欧州司法裁判所に付託することができる。控訴裁判所の判決は終局であり、それに対する上訴は認められない。すべての裁判書類は電子データで提出され、秘密情報非開示の要請がない限り、直ぐに一般に公開される。

一審裁判所は地方法廷（local division）、地域法廷（regional division）及び、異なる種類の技術に対応できるパリの本部とミュンヘンとロンドンの支所を含む中央法廷（central division）からなるため、フォーラムショッピングの可能性もある。しかし、訴訟の内容によっては提起できる法廷は限定されている。特に、原告は、実際に侵害の発生した（あるいはしそうな）場所又は被告が居住する場所を管轄にもつ地方法廷や地域法廷を選択することができる。中央法廷は、欧州連合外に居住する被告の場合や欧州連合加盟国であっても地方法廷や地域法廷に参加しない場合、そしてすべての取り消し訴訟や非侵害の確認訴訟の場合、審理を担当する。当事者は、中央法廷を含め、希望する法廷に訴訟を提起することに合意することができる。

全ての加盟国が、地方法廷を設置することや他国と一緒に共通の地域法廷に参加することを表明した訳ではない。例えば、現状に基づくと、侵害者がポルトガルに所在すると仮定すると、侵害特許が化学組成物に関するものであれば裁判はロンドンに、光学に関するプロセス技術であればパ리에、そして機械装置に関するものであればミュンヘンの中央法廷に訴えられることになる。ポルトガルは既にUPC条約に批准しているが、地方法廷を設置しておらず、地域法廷に参加する意向も示していないからである。法廷の選択は、訴訟で使用する言語にも影響する。地法廷や地域法廷の場合、その所在地の言語又は少なくとも一つのEPOの公式言語を使用することになり、中央法廷の場合、特許に使用されている言語（英語、フランス語、ドイツ語など）で審理が行われる。例えば、UPC条約に既に批准しているイタリアやフィンランドにおける地方法廷の場合、英語だけでなく前者ではイタリア語、後者ではフィンランド語やスウェーデン語も使われることになる。

地方法廷や地域法廷に訴えられた被疑侵害者は、同じ裁判所に特許無効の反訴を起すことができる。この場合、裁判所は、侵害問題と有効性の両方の問題を審理してもよい（技術判事を伴う）し、無効性の反訴を中央法廷に移送してもよい。後者の場合には、侵害訴訟を停止するか審理を継続する

かいずれかを選択できる。当事者が合意すれば、裁判所は事案全体を中央法廷に移送することもできる。

本訴が始まる前に、原告は、「フランス式の差押え」(saisie) (この用語は UPC 条約で使用されている) を、訴訟手続きの開始を決定する前に証拠を収集する目的で、UPC 領域内で要請することができる。この差押えは、専門家を伴った受任者が被疑侵害者の施設内に予告なしに入り、被疑侵害製品、そのために使用された装置、被疑侵害方法を使って得た製品などを記述し、侵害を立証する関連書類も合わせて没収することができる。しかし、訴訟前の一方当事者からの差押えの範囲がどの程度になるかは、判例で決定していくことになる。

仮処分も可能であるが、合理的な証拠、当事者の利害の考量、原告手続きの迅速さなどの要素を裁判所が考慮し、裁量で仮処分を認めるかを定めることになる。ヒアリングを開かずに仮処分が行われるのを回避するためには、差止申請の通知を求める保護レター (protective letter) を UPC の登録簿に提出すべきである。永久差止めも可能であるが、条件等については未だ不明である。

裁判所がその裁量をどのように行使するかについては、今後の判例の動向を見なければならない。しかし、裁判所の役割については、国内裁判所でこれまで合議体を構成した裁判官の経験や彼らの国籍から、ある程度は想像に難くない。ドイツの裁判官は技術と損害賠償を分ける分離手続きについて最も経験豊富なので、2 人のドイツ人判事を含む合議体は、中央法廷へ無効の反訴を移管し、侵害手続きを停止しない傾向となるであろう。

一審の合議体は、3 名の異なる国籍の判事から構成される。すなわち、3 年続けて年間 50 件未満の地方法廷はその国から 1 名と他国から 2 名で構成され、3 年続けて年間 50 件を超える地方法廷 (ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、オランダ等) 及び全ての地域法廷はその国から 2 名と他国の判事 1 名から構成される。取り消しのための反訴の場合、一方の当事者の要請により、あるいは合議体の発議により、技術判事が合議体に加わることができる。中央法廷は 2 名の法律判事と 1 名の技術判事で構成される。控訴裁判所は 3 名の法律判事と 2 名の技術判事で構成される。

特許裁判の場合、準拠法は提訴日の時点での居住地又は事業地によって決定する。共有発明の場合には、第一出願人の居住地又は事業地が準拠法を決定する。欧州に居住地も事業地も持たない機関の場合には、ドイツ法が適用される。

上記のことから、UPC 管轄の適用免除を申請しない欧州特許の特許権者及び UPC 条約の発効後に認可されるために統一的な保護に対して適格を有する欧州特許出願の権利者は対応のための準備を整え、自分たちの特許実務の詳細を再検討すべきであろう。関連する項目としては、欧州特許出願や Euro-PCT 特許出願をどの言語で作成するか、従来の欧州特許であることが都合がよい又は望まし

い案件の特定、統一効を有する欧州特許であることが好ましい案件

の特定、共同研究契約の内容、既存特許及び将来の特許のライセンス契約の内容（例として領域条件やライセンシーの提訴権原）などがある。

UPC を構成するいずれかの国において、上記の特許の主題である製品を製造し、売り込み、販売し、利用し、また特許の主題である製法を使用することで事業を行う全ての企業は、対応のための準備を整え、特に第三者の権利の内容や状況について注視すべきであり、保護レターを提出する可能性についても考慮すべきである。